舟田正之「東電相場操縦事件」日本エネルギー法研究所報告書『公益事業の規制と競争政策

－電力システム改革を中心として』1頁以下（2019）

## Ⅰ　事実概要

### １．業務改善勧告

2016年11月17日，電力・ガス取引監視等委員会は，東京電力エナジーパートナー（以下，適宜，「東電ＥＰ」と略記）に対して，電気事業法66条の11に基づく「勧告」を行った[[1]](#footnote-1)。

それによれば，東電ＥＰが，「平成28年４月１日から同年８月31日までの期間に，同社の限界費用からは大きく乖離した『閾値』（しきいち）と称する高い価格で，卸電力取引所の一日前市場において売り入札を行っていたことについて，当委員会は，『市場相場を変動させることを目的として市場相場に重大な影響をもたらす取引を実行すること』（適正な電力取引についての指針（平成28年３月７日）第二部Ⅱ２（３）イ③相場操縦参照）に該当すると判断」した。

### ２．同勧告における認定事実と判断

以下では，同委員会が，本勧告を出すに当たって，どのような事実を認定し，それに対しどう評価・判断したかを正確にみるために，ウェブサイトに掲載された公表文から引用する。

「東電ＥＰは，『閾値』（しきいち）と称する同社の小売料金の原価と同等の水準の月毎の固定の価格を，売り入札価格の下限価格として設定していました。具体的には，本件期間の平日昼間のコマにおいて，東電ＥＰは，同社の各コマにおける具体的な限界費用（売り入札対象となる発電余力のある発電機を発電に要する可変費が低い順に追加発電し又は稼働させた場合の追加発電に係る可変費（円／ｋＷｈ））に基づく価格よりも『閾値』が高い場合には，『閾値』を売り入札価格として売り入札を行っていました。」

「本件期間において，『閾値』は，東電ＥＰの各コマにおける具体的な限界費用からは大きく乖離した高い価格であり，東電ＥＰは，平日昼間のコマのほとんど全てにおいて，『閾値』を売り入札価格とした売り入札を行っていました。

仮に，東電ＥＰが『閾値』を売り入札価格とせず，限界費用に基づく価格を売り入札価格として売り入札を行っていたとすれば，本件期間の平日昼間のコマの約６割において，約定価格（東京エリアプライス）が下落するものと認められました。また，コマによっては，約定価格が約３割下落すると認められるコマもありました。」

「上記に加え，当委員会は，①東電ＥＰが，『閾値』を売り入札価格とすることにより，スポット市場における約定価格をつり上げる可能性があることについて十分に認識していたとみられること，②スポット市場ではブラインド・シングルプライスオークション方式が採用されていることから，限界費用を大きく上回る高値での売り入札を行うことは，約定の機会及びそれによる経済的利益を減少させることが明らかであるにもかかわらず，東電ＥＰが，組織的に反復継続して『閾値』を売り入札価格としていた事実に鑑みると，そこには格別の意図があったと考えられること，及び③東電ＥＰが，『閾値』を売り入札価格とすることにより，スポット市場の平日昼間のコマにおいて同社の売り入札が約定する際には常に同社の小売料金の原価と同等の水準以上の価格となるように市場相場を人為的に操作することを目的としていたとみられることから，『閾値』を売り入札価格とする売り入札を行うことは，「市場相場を変動させることを目的として市場相場に重大な影響をもたらす取引を実行すること」（適正な電力取引についての指針（平成28年３月７日）第二部Ⅱ２（３）イ③相場操縦参照）に該当すると判断しました。

また，東電ＥＰのように多くの電源を確保する事業者が，このような行為を行うことは，他の事業者が，スポット市場から必要な供給力を適正な価格で調達し，小売市場に新規参入すること又は小売市場において事業を維持・拡大することを阻害するものであり，電気事業の健全な発達を害するものとも判断しました。

なお，東電ＥＰは，平成28年10月上旬に『閾値』を売り入札価格とする売り入札を行うことを取りやめたとのことですが，当委員会は，再発防止を徹底する観点から，東電ＥＰに対し，２．の業務改善勧告を行いました。」

この「２．の業務改善勧告」とは，上の文に続く，以下の箇所である。

「２．勧告の内容

（１）「閾値」を用いた売り入札価格の設定を今後行わないこと。

（２）（１）を社内において周知徹底するとともに，（１）を遵守するために必要かつ適切な社内体制を整備すること。

（３）（２）の実施のためにとった具体的な措置について，平成28年12月16日までに，当委員会に対し，報告を行うこと。」

## Ⅱ　経緯

### １．震災後の東電国有化と電力システム改革

(1) 本件の検討の前に，本勧告が発出されるまでの電力市場とその周辺事情に関する経緯を簡単に振り返っておこう。

出発点は，いうまでもなく，2011年３月11日の東日本大震災と福島第一原発事故である。このあと，全国の原発は運転を停止し，国民の間で節電への努力が広がるなかで，政府は事故への対応と電力システムの見直しを行う。

震災直後，東電管内で電力の不足が問題になったものの，地域独占により，電力会社間の送電網（連系線）や，東日本と西日本との間での周波数変換設備の整備が進んでいなかったため，電力会社間で十分な量の電気を融通することができず，東電は計画停電の実施に追い込まれた。また原発が停止し，燃料費が高騰していた火力発電の比率が高まったため，後述のように，電気料金の値上げが相次ぐ。

これらのなかで，電力自由化を進め，地域独占の弊害をなくすとともに，電力会社間の競争によって，電気料金を抑えるべきだという世論が強まっていく。当時の民主党政権は，原発については存続派と早期廃止派の双方があって動きにくい状況にあったが，東電の経営改革と電力システム改革（自由化推進）については，電力会社側の抵抗にもかかわらず，徐々に進めることとなる。

2012年１月，総合資源エネルギー調査会に電力システム改革専門委員会が設置され，電力自由化の制度設計の議論が始まる。

同年７月31日，紆余曲折の末，政府は東電に１兆円を出資し，東電は実質的に国有化された。

(2) 上記の東電（後の東京電力ホールディングス（ＨＤ）），東電ＥＰの内部関係は，次のようである（東京電力ホームページの「沿革」から）。

2013年（平成25年）４月１日，東電，社内カンパニー制の導入。社内組織として「カスタマーサービス・カンパニー」，「フュエル＆パワー・カンパニー」発足。

2015年（平成27年）４月１日，東電は，「東京電力小売電気事業分割準備株式会社」，「東京電力燃料・火力発電事業分割準備株式会社」を設立。

2016年（平成28年）４月１日，上記の２準備会社につき，商号を「東京電力エナジーパートナー株式会社」（東電ＥＰ），「東京電力フュエル＆パワー株式会社」に変更し，東電本体から「カスタマーサービス・カンパニー」の事業（小売電気事業），「フュエル＆パワー・カンパニー」の事業を承継。

フュエル＆パワーは，旧東京電力から４箇所のＬＮＧ基地と15箇所の火力発電所を承継。（例外的に，伊豆諸島と小笠原諸島の火力発電所は[東京電力パワーグリッド](https://ja.wikipedia.org/wiki/%E6%9D%B1%E4%BA%AC%E9%9B%BB%E5%8A%9B%E3%83%91%E3%83%AF%E3%83%BC%E3%82%B0%E3%83%AA%E3%83%83%E3%83%89)が承継した。）火力発電用の燃料を調達し，火力発電所で発電し，電気を[小売電気事業者](https://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%B0%8F%E5%A3%B2%E9%9B%BB%E6%B0%97%E4%BA%8B%E6%A5%AD%E8%80%85)に卸売りする。

ただし，原子力・水力・新エネルギーについては，東京電力ホールディングス（ＨＤ）が所有・運営。

本件行為は，平成28年４月１日から同年８月31日までの期間であるから，東電ＥＰは，東電ＨＤ，東電ＦＰ及び他社から電力を購入し（全量購入契約），それを相対ないし取引所で販売していたと推測される。

### ２．自由化部門の電気料金値上げ

2011年12月22日，西澤・東電社長は記者会見で，大口法人向けの電気料金を値上げする意向を表明し，「値上げは事業者としての権利でもあり義務でもあります」と発言し，世間から強い反発を買う。しかし，2012年４月から，東電は自由化部門のユーザーについては，順次，電気料金の値上げ（平均で14.9％）を提案・実施した。

東電ＥＰでは，自由化部門のユーザー料金は１年ごとの更新になっており，これまで自由化部門において約22万件が値上げ後に契約した。しかし，まだ0.5％が電気を使いながらも，値上げ後の料金支払いを拒んでおり，東電ＥＰは，このまま拒否を続ければ，送電をストップさせることも検討することを明らかにした。

他方で，2012年６月22日，公取委は，東電ＥＰの自由化部門のユーザー料金値上げに関し，「あらかじめの合意がなければ契約途中での電気料金の引上げを行うことができないにもかかわらず」，一方的に値上げを通告したことが「優越的地位の濫用」にあたり，独禁法に「違反する行為につながるおそれがある」という趣旨の「注意」を行った[[2]](#footnote-2)。

東電ＥＰは，後述(Ⅱ３)のように，被規制部門につき，同年７月25日，料金値上げの認可を得たことから，自由化部門の料金についても，その内容を反映した見直しを行い，自由化部門の全てのユーザーに，訪問・書面の郵送・電話等により，今回の見直し内容について通知し，見直し後の料金への変更についてユーザーの意向を確認することとした（同社サイトより）。

一部報道によれば，東電ＥＰは，2013年７月３日，前年４月に実施した企業向け電気料金値上げに反対して契約を更新していなかった千葉県の娯楽施設への送電を打ち切った，とのことである(東京新聞2013年７月５日付け朝刊。詳細は不明)。

### ３．被規制部門の電気料金値上げ

東電ＥＰは，2012年５月11日，「原子力発電所の停止等に伴う燃料費の増加」を理由として，電気料金の値上げに関わる電気供給約款の変更について経済産業大臣に申請した。続いて同社は，同年７月25日，認可申請の修正を経済産業大臣に提出し，同日，認可を受ける。９月１日から実施，平均で1.97円/kWh，8.46％の値上げとなる[[3]](#footnote-3)。

東電以外では，関西電力と九州電力が2013年５月１日から，東北電力が７月１日から，北海道電力・四国電力が９月１日から，中部電力が翌2014年５月１日から，それぞれ値上げを実施，その後も各社の値上げが続く。

### ４．原油価格の下落

リーマンショック後に回復した原油価格は，2011年３月には１バレル100ドルを超えた。しかしその後，原油価格は2014年７月以降下落に転じ，2015年１月には2014年のピーク時と比較して５割以下にまで下落した[[4]](#footnote-4)。これにしたがって，電力料金（小売価格）も燃料調整制度のもとで下落した。

この原油価格の大幅な下落によって，東電ＥＰにおいて，いわゆる「下限価格」での入札が増えたことは後にみるとおりである。

### ５．電力自由化

2016年４月から，電力の完全自由化が行われた。電気の小売業への参入が，「低圧」区分の家庭や商店などに対してもできるようになったわけである。

ただし，2020年３月末までは，「みなし小売電気事業者」（電気事業法附則16条。以下，「旧一般電気事業者」と呼ぶ）に対しては，全国すべての地域において，従来と同様の規制料金(「経過措置料金」)が存続することとなっている。

同年の４月～８月が，本件の相場操縦に該当すると指摘された期間であり，この間も小売価格の下落が続いていた。

同年11月17日，本件業務改善勧告が行われた。

### ６．東電の考え方

本勧告に対し，東電ＥＰは，プレスリリース「下限価格を用いた売り入札価格に関する業務改善勧告に対する報告について」（2016年12月16日）において次のように述べた[[5]](#footnote-5)。

「当社としては，卸電力取引市場における相場操縦の意図は一切ありませんでしたが，このたびの勧告内容に対しては適切に対応してまいります。  
　なお，本年４月より休日・夜間の売り入札における下限の価格（閾値(しきいち)）を自主的に撤廃し，10月には平日昼間も含め全面的に撤廃しております。

当社は，引き続き，卸電力取引市場の活性化に資するべく誠実に取り組んでまいります。」

各種資料によれば，東電ＥＰが，下限価格を設定・運用した経緯は以下のとおり。

2012年９月に実施した小売料金値上げの際，同社は，「小売料金との整合」，「固定費の一部を回収」，「卸電力市場活性化への貢献」の観点から，従来よりも入札価格を引き下げつつ，下限価格を設定した。

限界費用で売り入札を行った場合，取引当日の気象条件等の変化による需給変動が生じると，取引時に限界費用以下で電力販売するおそれがあり，「平均固定費」＋「平均可変費」を基に下限を設定した。

2015年度以降の原油価格低下で下限価格での入札比率が増加したため，2016年２月頃から下限価格撤廃の自主的検討を開始し，10月上旬に撤廃した。

要するに，同社は，限界費用をベースとしながらも，「固定費の一部を回収すること」から，平均可変費＋平均固定費から算定される下限価格（閾値）を設定した，ということである。

その背後にあるのは，スポット市場への売り入札価格について，小売料金と整合をとること（小売料金原価の電源費用相当を下回らないこと）であり，前述の2012年の電力小売料金値上げ（被規制部門。同時に，自由化部門も値上げを調整）を念頭に，卸料金と小売料金のバランスをとったという主張のようである。

## Ⅲ　市場取引に関する規制

ここでは，関連する規定とその実際の運用に関する議論を簡単に列挙してみる。

### １．電気事業法

電気事業法66条の12第１項は，電力・ガス取引監視等委員会の権限について，次のように規定する。

「委員会は，第百十四条第一項又は第二項の規定により委任された第百五条，第百六条第三項，第五項若しくは第七項又は第百七条第二項若しくは第五項の規定による権限を行使した場合において，電力の適切な取引の確保を図るため必要があると認めるときは，電気事業者に対し，必要な勧告をすることができる。

２　委員会は，前項の規定による勧告をした場合において，当該勧告を受けた電気事業者が，正当な理由がなく，その勧告に従わなかつたときは，その旨を経済産業大臣に報告するものとする。

３　委員会は，前項の規定による報告をした場合には，経済産業大臣に対し，当該報告に基づいてとつた措置について報告を求めることができる。」（下線は舟田。以下同じ）

本件勧告は，この規定に基づいて発出された。

また，同法99条の３は，「売買取引」として以下のように規定する。

「１　売買取引は，入札の方法その他業務規程で定める方法によらなければならない。

２　卸電力取引所は，売買取引において，不正な行為が行われ，又は不当な価格が形成されていると認めるときは，業務規程で定めるところにより，売買取引を行う者に対し，売買取引の制限その他の売買取引の公正を確保するために必要な措置を講ずることができる。

３　卸電力取引所は，前項に規定する措置を講じたときは，速やかに，その旨を経済産業大臣に報告しなければならない。」

後に述べる一般社団法人日本卸電力取引所（ＪＥＰＸ）の「取引規程」は，この規定に基づいて定められ，措置が検討された(後述)。

### ２．電力適正取引ガイドライン

（ⅰ）経産省・公取委「適正な電力取引についての指針」（以下，「電力適正取引ガイドライン」と略記）は，「相場操縦」について以下のように述べる（第二部Ⅱ２(３)イ③　本規定は，平成28年３月改定時に挿入された）。

「卸電力市場に対する信頼を確保する観点から，以下に掲げるような市場相場を人為的に操作する行為は，電気事業法に基づく業務改善命令や業務改善勧告の対象となり得る。」

これに続いて，３つの項目が挙げられているが，本件に関係するのは，２番目の項目である。すなわち，「市場相場を変動させることを目的として市場相場に重大な影響をもたらす取引を実行すること又は実行しないこと」

この点につき，「問題となる具体的な行為には，以下のものがある。」として，５項目が挙げられているが，本件に関係するのは，５番目の項目である。

「その他意図的に市場相場を変動させること（例えば，本来の需給関係では合理的に説明することができない水準の価格につり上げるため売惜しみをすること）」

（ⅱ）上記のガイドラインにおける「相場操縦」につき，電力・ガス取引監視等委員会・事務局の見解として，本勧告を説明するなかで次のように述べられている（田邊＝松田[2017] 81頁以下）。

「ここでいう『売惜しみ』とは，（略）限界費用を上回る高値での売り入札を行うこと，またはそもそも売り入札を行わないことがこれに当たると考えられる」（田邊＝松田[2017]84頁）。

「市場相場を変動させることを目的として市場相場に重大な影響をもたらす取引を実行すること」は，市場相場を変動させることを目的としていること（「変動目的」），および市場相場に重大な影響をもたらす取引を実行すること（「変動取引」），という２要素に分解できる。

本勧告は，東電ＥＰの閾値による売り入札が，適正取引ガイドラインに示される卸電力市場における「市場相場を変動させることを目的として市場相場に重大な影響をもたらす取引を実行すること」に該当する，として行われたとされている（田邊＝松田[2017]85頁）。

### ３．一般社団法人日本卸電力取引所（ＪＥＰＸ）の「取引規程」

（ⅰ）卸電力取引所を運営する一般社団法人日本卸電力取引所（ＪＥＰＸ）の「取引規程」10条は，「禁止行為」として，次のように規定する。

「取引会員等は，次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(9) 次項の不正な価格形成にかかる取引

２．前項第９号に掲げる不正な価格形成は，次の各号のとおりとする。

(1) 市場支配力の行使などによる市場における需給関係では正当化できない水準と認められる価格形成

(2) 一般的な発電原価から著しく乖離した水準と認められる価格形成」」

（ⅱ）卸電力取引所における入札方式については，次のような説明がある。

（http://www.jepx.org/outline/）

「一日前市場（スポット市場）＝翌日に受渡する電気の取引を行う市場です。一日を30分単位に区切った48商品について取引を行います。

約定方式はブラインド・シングルプライスオークションです。

入札価格によらず約定価格で取引されます。例えば，¥10/kWhで売りの入札を出していても，約定価格が¥15/kWhであれば，¥15/kWhで売られることになります。ブラインドとは，入札時に他の参加者の入札状況が見えないことを指します。」

（ⅲ）ＪＥＰＸは，本件勧告を受けて，「市場取引監視委員会」による，東電ＥＰに対する注意勧告（平成29年２月１日）を公表した[[6]](#footnote-6)。

「電力・ガス取引監視等委員会が貴殿に対し行った平成28年11月17日付業務改善勧告の事案につき，本取引所においても貴殿の当該事案の売入札が，本取引所取引規定第10条第２項第２号に規定する『一般的な発電原価から著しく乖離した水準と認められる価格形成』に該当するか否かにつき，入札量，価格決定率，価格差等の観点から検証を行った。

検証の結果，当該入札価格は，価格決定にはある程度の関与はあるものの，上記規定に該当すると断定することまではできないと判断した。あわせて，貴殿において自ら問題に気づき， 既に当該問題を改善していることを考慮すれば，本委員会は，貴殿に対し今後同様の行為を行わないよう注意し，当面の間，貴殿の入札その他取引行為を注視していくこととした。」

### ４．電力取引監視等委員会「第２回 制度設計専門会合 事務局提出資料」（平成27年11月４日）資料６[[7]](#footnote-7)

「～卸電力市場における不公正取引について～

ザラ場方式の一時間前市場では，ザラ場方式の先渡市場と比較すると商品数が多く，入札量や取引量も多くなることが期待されている。他国の例を見てもザラ場方式の市場を利用した相場操縦や相場操縦の疑いのある取引行動が確認されている。

高値誘導及び安値誘導を目的とした入札が行われることが考えられる。

限界費用又は相場では説明できない水準の入札価格で入札を行っていないこと（高値及び安値両方に関して）」

### ５．電力システム改革貫徹のための政策小委員会「中間とりまとめ（案）」（平成28年12月）

この小委員会のテーマは，今後の自由化を進めるための諸課題に対応する方策を検討することであって，主に，①ベースロード電源市場，②連系線利用ルール，③容量メカニズム，④非化石価値取引市場の４つの制度に関して議論したものである。

したがって，本件の一日前市場とは直接に関係するものではないが，ベースロード電源市場に売り入札をする際の考え方が示されている。

「制度的に電源供出を求める事業者については，適正な価格でベースロード電源市場に電気を供出することを担保すべく，各事業者が保有するベースロード電源の固定費を含む平均コストに，資源価格の変動等を加味した価格を，入札価格の上限として供出することを求めることとする。」（２.２.(２)）

この取りまとめでは，旧一般電気事業者や電源開発に対し，ベースロード電源市場に供出する量や価格について，一定の要請をすることが示されているが，議論の過程では，これらの事業者側から，次のような意見が出されていた。

「自由ないし財産権の制限

各事業者は，自由化の下で取引の自由があるため，一般に，制度的に電源供出を求める措置については，何らかの補償等が必要であるとの指摘がなされた。今回の措置は，後述する原子力に関連する費用負担の在り方とともに検討されたものであるが，仮に，原子力以外のベースロード電源のみの供出を求める場合，補償等の無いまま事業者の取引の自由を制約することとなるため，事業者の財産権との関係で困難な問題が生ずると考えられる。」

## Ⅳ．垂直統合企業における卸価格と小売価格の関係

### １．プライススクイーズ

#### (1)プライススクイーズの２つの類型

東電ＥＰのような，垂直統合企業における卸価格と小売価格の関係について，独禁法上，プライススクイーズ（＝またはマージンスクイーズ）による競争者の不当な排除，という捉え方がある。すなわち，各国の独禁法において，垂直統合企業による，「不可欠施設」または必須の商品・サービスに関する反競争的な価格形成に対して，プライススクイーズとして，競争者の不当な排除行為とする解釈がとられている[[8]](#footnote-8)。

プライススクイーズとは，上流市場（卸市場）と下流市場（小売市場）にまたがる事業を行う垂直統合企業が，上流市場における独占的立場を利用して上流市場と下流市場の価格差(margin)を圧縮(squeeze)することにより，下流市場における競争者を排除する戦略的行為である。これには，上流製品の価格を引き上げ，又は下流製品の価格を引き下げる場合の両方があり得る。

次の図は，プライススクイーズの２類型を図にしたものである。

なお，上では「上流市場の独占的立場を利用して」と述べたが，いわゆる「不可欠施設」または下流市場にとって必須の商品・サービスを提供する垂直統合企業を典型例として議論されている。しかし，厳密に「不可欠施設」または必須の商品・サービスでなくとも，事実上，下流市場における供給事業者が，上流市場において垂直統合企業が供給する商品・サービスに多くを頼らざるを得ない場合も含む。

（a）差別型プライススクイーズ（またはＲＲＣ型）

|  |
| --- |
| 上流市場（生産費用１０） 　　　　　　　　　Ａ（独占者）  　　　　　　　　　　　　　　　　　　 １０ １３ |
| ↓　　　　　　　　↓ |
| 下流市場（加工費用５）　　　　　　　Ａ　　　　　　　　Ｂ（競争者）  　　　　　　　　　　　　　　　　　　 １７ １８ |

(b) 非差別型プライススクイーズ（または略奪型）

|  |
| --- |
| 上流市場（生産費用１０） 　　　　　　　　　Ａ（独占者）  　　　　　　　　　　　　　　　　　　 １３ １３ |
| ↓　　　　　　　　↓ |
| 下流市場（加工費用５）　　　　　　　Ａ　　　　　　　　Ｂ（競争者）  　　　　　　　　　　　　　　　　　　 １７ １８ |

後述のＮＴＴ東西に対する規制がある場合は，卸価格に関する規制があり，上流市場における差別対価は禁止されているから，上の図における(b)非差別型プライススクイーズだけが問題となる。

これに対し，電力については，そのような規制は少なくとも事業法上，明文の規制としてはないから，(a）差別型プライススクイーズもあり得ることになる。ここで，ライバル費用引き上げ戦略（ＲＲＣ）とは，ライバルの費用を引き上げるなど，競争相手の効率性に係る能力を害することを通じて市場支配力の形成維持強化をもたらす行為を指す。上流市場において，競争者は独占者から13で買うとすれば，同じ効率性だとしても（加工費用５），独占者と対等に競争することはできない。独占者が人為的に競争者を排除するケースの１つとして考えられている。

#### (2) 排除型私的独占ガイドラインとＮＴＴ東私的独占事件

プライススクイーズについて，公取委「排除型私的独占に係る独占禁止法上の指針」（「排除型私的独占ガイドライン」と略記）では，次のように述べられている（第２，５「供給拒絶・差別的取扱い」）。

「ある事業者が，供給先事業者が市場（川下市場）で事業活動を行うために必要な商品を供給する市場（川上市場）において，合理的な範囲を超えて，供給の拒絶，供給に係る商品の数量若しくは内容の制限又は供給の条件若しくは実施についての差別的な取扱い（以下「供給拒絶等」という。）をすることは，川上市場においてその事業者に代わり得る他の供給者を容易に見いだすことができない供給先事業者（以下「拒絶等を受けた供給先事業者」という。）の川下市場における事業活動を困難にさせ，川下市場における競争に悪影響を及ぼす場合がある。このように，供給先事業者が市場（川下市場）で事業活動を行うために必要な商品について，合理的な範囲を超えて供給拒絶等をする行為（以下「供給拒絶・差別的取扱い」という。）は，排除行為に該当し得る（注17）（注18）。

（注17）川下市場で事業活動を行うために必要な商品を供給する川上市場における事業者が，自ら川下市場においても事業活動を行っている場合がある。このような場合において，供給先事業者に供給する川上市場における商品の価格について，自らの川下市場における商品の価格よりも高い水準に設定したり，供給先事業者が経済的合理性のある事業活動によって対抗できないほど近接した価格に設定したりする行為（いわゆるマージンスクイーズ）は，「供給拒絶・差別的取扱い」と同様の観点から排除行為に該当するか否かが判断される。」

上の記述に続いて，「具体例」として，ＮＴＴ東私的独占事件に関する以下の記述がある。

「このような状況において，Ｘ社は，自ら光ファイバ通信サービスを提供するに当たり，他の電気通信事業者がＸ社に支払う接続料金を下回るユーザー料金を設定した。このため，新規事業者は，ユーザーを獲得するためには，Ｘ社に接続料金を支払いながらＸ社のユーザー料金に対抗するユーザー料金を設定しなければならず，逆ざやが生じて大幅な赤字を負担せざるを得ないこととなり，戸建て住宅向け光ファイバ通信サービス事業に参入することは事実上著しく困難となった。」

ＮＴＴ東私的独占事件＝最判平成22・12・17では，次のような判示がなされている（民集64巻８号2067頁，判タ1339号55頁）[[9]](#footnote-9)。

判旨①「本件行為が独禁法２条５項にいう『他の事業者の事業活動を排除』する行為（以下「排除行為」という。）に該当するか否かは，本件行為の単独かつ一方的な取引拒絶ないし廉売としての側面が，自らの市場支配力の形成，維持ないし強化という観点からみて正常な競争手段の範囲を逸脱するような人為性を有するものであり，競業者のＦＴＴＨサービス市場への参入を著しく困難にするなどの効果を持つものといえるか否かによって決すべきものである。」

判旨②「本件行為は，上告人が，その設置する加入者光ファイバ設備を，自ら加入者に直接提供しつつ，競業者である他の電気通信事業者に接続のための設備として提供するに当たり，加入者光ファイバ設備接続市場における事実上唯一の供給者としての地位を利用して，当該競業者が経済的合理性の見地から受け入れることのできない接続条件を設定し提示したもので，その単独かつ一方的な取引拒絶ないし廉売としての側面が，自らの市場支配力の形成，維持ないし強化という観点からみて正常な競争手段の範囲を逸脱するような人為性を有するものであり，当該競業者のＦＴＴＨサービス市場への参入を著しく困難にする効果を持つものといえるから，同市場における排除行為に該当するというべきである。」

本判決は，その５年後に出たJASRAC事件＝最判平成27･４･28民集69巻３号518頁とともに，排除型私的独占について，人為性と排除効果から「排除」を認定したものと解されている（判旨①）。

特に上記のＮＴＴ東私的独占事件の事案は，接続料（卸価格）がユーザー価格より高くなるという逆ざやであって，「当該競業者が経済的合理性の見地から受け入れることのできない接続条件」とされたことから，プライススクイーズに当たるとされたと考えられる（判旨②）。

#### (3) ＮＴＴ東西に対するインピュテーションルール

（ⅰ）プライススクイーズに対する独禁法上の規制と並んで，事業法上も，プライススクイーズを規制している例として，「不可欠施設」とされるＮＴＴ東西の地域通信網（「指定電気通信設備」）に関する規制を挙げておく。

総務省「接続料と利用者料金との関係の検証（スタックテスト）の運用に関するガイドライン」（平成11年制定。Ｂフレッツに関しては平成13年改定から。現行は平成24年（2012年）改正。http://www.soumu.go.jp/menu\_news/s-news/01kiban03\_02000140.html）

ここでは，「スタックテストにおいては，利用者料金と接続料の差分を営業費相当分とみなし，当該営業費相当分が営業費の基準値を下回らないものであるか否かを検証」する，とされる（同ガイドライン２.②）。

おおまかに言えば，次のように定式化できる。

「指定電気通信設備を利用したサービスにおける利用者料金」＞「当該サービスに係る接続料」

（ⅱ）これは，英国におけるスタックテストに倣ったものであり，そこでは（旧）ＯＦＴＥＬが，「不可欠施設」を保有・運用するＢＴに対して，競争事業者に対する略奪的価格設定により競争が阻害されることがないよう行うテストが行われた。

　　小売料金　＞　１)小売費用　＋　２)接続料

これに対し，米国においては，かつてこれと類似のインピュテーションルールと呼ばれる規制が行われていた。これは，アンバンドルネットワーク要素のバスケット毎の料金の合計が，当該バスケットのネットワーク要素を利用して提供される小売サービスの料金を超えることがないように規制するルールである。

（ⅲ）前記のＮＴＴ東私的独占事件で問題になったのは，平成14年４月，分岐方式によるユーザー料金を月額5,800円と設定した行為である。当時，既に前記スタックテストが実施されていたが，これについては，判決で次のように述べられている。

「総務省においては，第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の設定するユーザー料金が接続料金を下回るという逆ざやが生ずることのないよう行政指導が行われていた」。平成15年，ＮＴＴ東は，総務省から報告を求められ，「早急に分岐方式に移行する」，と回答し，総務省から，「より柔軟な接続料金の設定について検討し報告すること等を求める行政指導を受けたが，ＮＴＴ東に対して変更認可申請命令や料金変更命令が発出されることはなかった」。

上のように，本件では，総務省のスタックテストが十分機能しなかったことがうかがわれる。その詳細は不明であるが，スタックテストの実効性のある実施には，かなり困難な面が実際上，多くあることも確かなようである。

### ２．東電ＥＰのケース

#### (1) 差別型プライススクイーズ

（ⅰ）東電ＥＰは，前記の図における(a）欄（差別型プライススクイーズ（またはＲＲＣ型））における，自己の小売価格(17）よりも，上流市場における競争者への売り渡し価格（＝卸価格。上の図では13）が高くなるように，「下限価格」を設定したことになる。

なお，この図では，加工費用５としたが，この値がもっと小さく，例えば３とすれば，自己の小売価格は13となり，卸価格13と同額になる。これでは，Ｂ（競争者＝新規参入小売事業者）は，卸価格13に，自己の小売コストを上乗せすると，到底東電ＥＰと競争できないことになる。

以上述べたように，東電ＥＰのような市場において有力な事業者が，高い卸価格で売り入札を行う一方で，安い小売価格をつけることによって，競争者を排除するというプライススクイーズの危険性に注意しなければならない。

（ⅱ）プライススクイーズ行為が私的独占に該当するとするためには，垂直統合企業であり，競争者にも商品・役務等を供給するというだけではなく，①不可欠施設または必須の商品・役務であり，②当該企業が不当な高価格をつけ，または取引拒絶すること，③「競争の実質的制限」，が要件である。最後の③に代えて，不公正な取引方法に該当とするためには，③「公正競争阻害性」（競争減殺）が要件となる。

東電ＥＰが上の要件を満たすか否かは精査の必要があり，シェア，相対取引の状況等を総合判断することが求められる。

これについては，次のような市場状況を考えなければならない。すなわち，電力の総供給量における電力卸市場経由の取引はごくわずかであって，2016年（平成28年）７月から９月までの期間における卸電力取引所の取引の販売電力量に対するシェアは2.9％に過ぎない。しかし，新電力が調達する電力のうち，ＪＥＰＸからの調達量の割合は32.6％である（平成28年９月時点)[[10]](#footnote-10)。

そうすると，たとえ卸市場経由の取引はごくわずかであるとしても，それは新電力にとっては調達コストにとって影響が大きいのであって，新電力の競争力を著しく削ぐことになり，競争者排除の効果を有するといえよう。

他方で，東電ＥＰにとっては，新電力が卸市場経由で購買する電力量はごく僅かであって，今の時点でその価格を高くして新電力を排除しようとするインセンティブが実際にあったかどうかは疑わしいようにも思われる。

（ⅲ）上記のように，東電ＥＰによるプライススクイーズの危険性は，一般論としてはあり得るところである。

しかし，実際には，東電ＥＰがこのようなプライススクイーズを考慮するという意図を持っていたわけではなく，前記のように（Ⅱ６「東電の考え方」），自己の小売価格と卸市場への売り入札価格のバランスをとっただけかもしれない。すなわち，東電ＥＰとしては，電力の小売料金が取引所において形成される卸料金よりも高くなることは，一般ユーザーの反感を買うだろうという懸念があったという推測が可能である。

これについては，2012年頃の電力小売料金に関する多くの議論を想起すれば，この懸念は，当時の東電ＥＰがおかれた状況からは，当然ともいえる。原油価格の下落によって，電力の小売料金も下がるが，毎日入札が行われる卸市場の価格動向と比べ，タイムラグが発生するからである。

東電ＥＰによる卸高価格設定の目的としては，もう１つ，東電ＥＰは，限界費用（近似的に平均可変費)ではなく，平均固定費をも加えて算定した価格で売り入札を行ったとすれば，その分だけ高くなる。電力会社としては，設備投資額の回収は必須であるから，相対取引だけでなく，電力卸取引所の取引においても，この分を含めて価格設定しようとしたとも推測される。

仮に，このような考慮が妥当なものと判断されれば，前記（Ⅳ１(３)）の排除型私的独占における人為性はなく，「排除」に当たらないと解されるであろう。

他方で，電力卸市場における入札は，適正な卸価格の形成という制度の趣旨から，参加する企業が，上記のような小売料金とのバランスなどの考慮を入れるべきではない，という立場も十分あり得るところである。

#### (2) 非差別型プライススクイーズ

電力事業については，ＮＴＴ東西に対する規制のように，卸価格に関する規制，特に上流市場における差別対価は，少なくとも事業法上，明文の規制としては禁止されていない，と述べた。

そうだとすれば，非差別型プライススクイーズは問題にならない。実際に，旧一般電気事業者は社内取引または相対取引で，大部分の卸電力を取引しており，その価格は企業秘密であり，おそらく多様な価格条件で取引がなされているのであろう。

ただし，このような電力卸取引の現状は，後述の八田達夫[2012]の説く見取り図からすれば，新規参入を困難にしているのであって，電力卸取引所において，旧一般電気事業者と新規参入者が平等の立場で電力を購入する市場構造に変革すべきだということになろう。

#### (3) 小売における超過価格設定？

また，これと逆に，東電ＥＰが，仮に小売料金（プラス小売費用）よりも実質的に安い卸料金になるような売り入札をすることは，小売料金が（コストに比べ)高すぎるのではないか，という疑問が生じることになる。

仮に被規制部門における小売料金が不当に高いとすれば，それは規制の実際の運用にも問題があることになる。2016年の電力自由化の開始とともに，被規制部門における小売料金については，2020年３月までは，「経過措置料金」として原価主義による規制が存続することになっている。しかし，前述のように，原油の値下がりにともなって，燃料費調整等がうまく機能しているのかどうか，あるいは規制のタイムラグがあるという点をどう判断するかが問題であろう。

また，電気事業法上の規制とは別に，仮に自由化部門における小売料金が不当に高いとすれば，東電ＥＰがユーザーに対し「優越的地位の濫用」を行っているのではないか，という可能性があるとも考えられる。なお，後者は，本来はドイツやＥＵ競争法における市場支配的地位の濫用で対処すべきであるが，日本の独禁法にはこれに対応する規定がないので，不公正な取引方法における「優越的地位の濫用」を適用することになる。

なお，前述のプライススクイーズに関連して，東電ＥＰが競争者に対する卸値は高く，自己の小売ユーザーに対する小売値は低く設定し，小売コストを回収していない場合には，不当廉売で独禁法違反とする可能性があるが，本件では小売レベルでの競争を直接みているものではない。

## Ⅴ　分析・検討

### １．検討課題

本件の分析・検討を行う前に，東電ＥＰの卸取引所へのボリュームは，圧倒的に大きいこと，また，本件行為によって，「価格がつり上げられていた」，「時間帯によっては，価格が約３割上昇したコマもあった」（各種報道資料より），ということをひとまず前提にしよう。

本件勧告は，東電ＥＰが限界費用から大幅に乖離した価格で電力取引所に売入札を行ったことは，電力適正取引ガイドラインにおける「相場操縦」にあたるとし，これは，電気事業法66条の12第１項の「電力の適切な取引の確保を図るため必要がある」に当たると解した上で，発出されたことになると思われる。

本件の問題は，以下のように整理できよう。

a.売入札価格は，限界費用が基準となり，それを上回る入札は「相場操縦」にあたるとすべきか？

b.応札（売り入札）価格が，「小売料金原価の電源費用相当」または平均可変費＋平均固定費を下回らない，とする閾値の発想・運用の仕方は妥当かつ適法か？

### ２．電力事業における卸料金規制

（ⅰ）さきに，電力事業については，ＮＴＴ東西に対する規制のように，卸価格に関する規制，特に上流市場における差別対価は，少なくとも事業法上，明文の規制としては禁止されていない，と述べた（Ⅳ２.(２)）。この点を再検討してみよう。

卸取引規制について電気通信事業と比較してみると，電気通信事業法においては，第一種指定電気通信設備（ＮＴＴ東西の地域通信網）との接続について，接続料及び接続条件に関し接続約款を定め，総務大臣の認可を受けなければならないとされている（同法33条２項）。

その認可の条件として，「総務省令で定める機能ごとの接続料」（アンバンドル）（４項１号ロ），などのほか，次のような事項が明示されている。

２号「接続料が能率的な経営の下における適正な原価を算定するものとして総務省令で定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであること」

３号「接続条件が，第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその第一種指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと」

４号「特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと」

これらの規定によって，「不可欠施設」とされるＮＴＴ東西の地域通信網に関しては，ＮＴＴ東西と競争者は同一の条件で接続することが担保されているのである。

これに対し，電気事業法では，発電・小売事業に関しては（送配電事業については後述），そのような厳しい規定はおかれていず，旧一般電気事業者は，卸料金について自由に設定することができる。実際に，卸取引の大部分を占める相対取引において，旧一般電気事業者は，自由な卸料金を設定している。

ただし，電力適正取引ガイドライン（Ⅱ２(１)）において，「小売電気事業者への卸供給等」の項目として，個別の独禁法違反行為または「問題となる行為」が挙げられている。

（ⅱ）しかし，旧一般電気事業者は，日本における発電事業の約７割を占めており，同配電網を各地域で独占的に保有・運営し，かつ，小売事業も行っている現状のままでは，有効，活発な新規参入が難しいことも明らかである。

そこで特に，2011年の東日本大震災以降，電力事業における制度改革について議論が行われ，①「広域的系統運用機関の設立」，②小売分野への参入の全面自由化，③法的分離による送配電部門の一層の中立化，の３段階によって改革が進められつつある[[11]](#footnote-11)。

なお，前記の東電における分社化は，この③法的分離の先取りともいえる。もっとも，発電部門の法的分離は，改革の内容とはなっていず，小売事業を行う東電ＥＰの設立は改革を超えるものだといえよう。

しかし，ここでの問題は，法的分離などの組織形態ではなく，分社化された各会社相互の取引についての法的ルールである。旧一般電気事業者の送配電部門（または分離された送配電事業体。「一般送配電事業者」）については，中立化の要請がかかり，旧一般電気事業者と競争事業者はイコールフッティングのルールの下におかれる（電気事業法３条以下）。

この点につき，電力適正取引ガイドライン（Ⅳ）は，「託送分野等における適正な電力取引の在り方」として，送配電部門は，旧一般電気事業者と競争事業者の間での「託送供給料金等についての公平性の確保」，「ネットワーク運営の中立性の確保」について記述している。電気事業法上，託送供給料金に関しては，託送供給等約款を定め，経済産業大臣の認可を受けること等が義務付けられており（17条以下），託送供給等業務に関して知り得た情報の目的外利用，および，送配電等業務における差別的取扱いの禁止が定められている（23条以下）。

（ⅲ）これに対し，旧一般電気事業者の発電部門と小売部門（または分離された各事業を行う会社）が相互にどのような（内部）取引を行うべきかについては，電気事業法には明確な規定はないので，原則として自由であると解される。

ただし，同法２条の17は，「小売電気事業の運営が適切でない」等の場合の業務改善命令の制度を定める。他方で，発電事業については，同法27条の27で届出義務を規定するほか，27条の29で，業務完全命令(27条)，会計の整理（27条の２）等を準用するにとどまる。これらの業務改善命令の運用次第で，小売電気事業・発電事業に関しても，規制が発動される可能性があることになる。

なお，前記（ⅰ）の電力適正取引ガイドライン（Ⅱ２(１)）において記述されている「小売電気事業者への卸供給等」の各事項は，独占禁止法の観点からのものである。

（ⅳ）同ガイドラインには，これと並んで，「卸電力取引所の活性化」，「卸電力取引所の透明化」という項目がある。その多くは，「望ましい行為」についての記述であって，「問題となる行為」は，インサイダー取引と，本稿で取り上げている「相場操縦」である。

ところで，八田達夫[2012]によれば[[12]](#footnote-12)，現在の日本では，各電力会社は，使用権契約に基づく相対取引の義務を果たすために，事業者の顧客の需要量に追従して発電しなければならない（53頁）。これに対し，電力自由化諸国では，「計画値方式」が採用され，「送電線を毎時間ごとの使用電力量と価格を決める確定数量の相対契約を結んだ発電会社（あるいは電力供給会社）とその需要者に対して，送電線を直接開放し，彼らを精算価格に直面させる」(73頁)。

同書は，電力自由化諸国で採用されているように，「発電所は確定数量契約している場合のみ，前日スポット市場にすべての発電余力を入札できる」(98頁)という考え方のもとで，各電力会社にメリットオーダーを規制当局に毎月提出させ，さらに各発電機ごとの実際の発電量を報告させることによって，電力会社が「市場支配力の行使」をしているかどうかを発見できる，と主張する。「これによって，規制当局は，前日スポット市場への売りと買いを首尾一貫してやっているかどうかがわかる」(104頁以下)。

規制当局は，個々の発電機が実際に稼働していたかどうかチェックし，ただし，「メリットオーダーの基となる限界費用の計算自体は，各電力会社の自主性に任せてよい」とされる。

以上は，八田達夫[2012]が示す，仮に「計画値方式」を採用した場合の取引所・送電網の機能についての見取り図であって，現在の日本の状況とは異なる。

しかし，もともと，「電力市場には，発電会社の間で発電にかかる費用構造について情報の非対称性が少ないという特徴がある」，「電力市場は，情報完備ゲームの枠組みで分析することが可能である」，とも指摘されている[[13]](#footnote-13)。

現在の日本においても，発電事業者は，個々の発電所の詳細（場所，種類，周波数・出力等）を届けることになっており，原油価格等のコストの動向についてはかなり情報が公開されているなかで，毎日入札を繰り返し行われるのであるから，規制当局のみならず，電力卸取引所の各プレーヤー（売り手・買い手）も，各発電機ごとの実際の発電量を推測することがかなりの程度可能なのではないだろうか。

さらに，今回の勧告によって，入札が限界費用を基準に行われるように規制されるとすれば，さらに「卸電力取引所の透明化」が進むことになる。すなわち，このような入札が行われるなかでは，売り手側の各発電機（所）の発電量・限界費用が，買い手にとってかなりの程度推測できることになるように思われる。

前記のように，入札方式はブラインド・シングルプライスオークションとされるが，売り手側については，発電所の出力・限界費用などがある程度明らかになっており，全くの「ブラインド」ではないことになる。

しかし，これは買い手側にとっては，入札しやすい状況であり，むしろ好ましい環境ともいえるかもしれない。八田達夫[2012]が示す見取り図でも，また自由化諸外国の市場の実態においても，取引所による入札行動の監視が常時行われており，事業者側も原則として限界費用で売り入札を行っているとすれば，同じような状況なのかもしれない。

（ⅴ）もっとも，これは入札の具体的な方式いかんにもかかわることであろう[[14]](#footnote-14)。本件スポット市場では，前記のように，ブラインド・シングルプライスオークション方式が採用されており，仮に，各売り入札価格が各発電機の限界費用と一致するとすれば，落札した当該発電機の限界費用が推測され，その他の発電機のうち，それより低い限界費用が同様に成約したことなる。後者の発電機については，限界費用より高い価格で売れたのであるから，レント（超過利潤）が発生する。シングルプライスオークション方式では，このようなレントの発生が必然的に内在していることになる。

他方で，経済学の議論のなかには，限界費用で売り入札を続ければ，「価格は平均費用よりも低くなるので，赤字が発生することは避けられない」ので，「ミッシング・マネー」の問題が生じると説くものもある[[15]](#footnote-15)。

これについては，容量メカニズム（容量市場）の創設が検討されているが，これらが完備されていない状況では，設備投資を行い運用する事業者として「平均固定費」＋「平均可変費」で売り入札を行うということにも一理あるようにも思われる。前記のように，これは，本件事案において，東電ＥＰが採用した閾値の基礎となる考え方のようである。

これに対し，前出の八田達夫[2012]によれば，前述のように，シングルプライスオークション方式では，限界費用で落札するのは，もっともコストの高い発電所からの電力であり，そのほかの多くの電力は，限界費用より高い価格で売ることになるから，「それが電力会社の発電機の固定費にあてられることになる。この差額を長期的に合計すると，固定費用よりも大きくなる可能性すらある」（113頁）。

本稿では，上述の入札方式に関する諸議論について判断することはできない。現在時点では電力卸取引所による取引の割合はごく小さいので，限界費用をルールとしてもそれほど影響はないであろうが，今後，これを電力調達・流通の主力にするのであれば，上の問題を避けては通れないであろう。

### ３．市場支配力規制

#### (1) 市場構造規制

東電ＥＰは，電力卸市場において，かなりの程度の影響力を有しており，市場支配力を有していると考えられる[[16]](#footnote-16)。したがって，東電ＥＰの行う売り入札が卸市場の価格を大きく左右するのであって，もともと卸市場において自由な競争が行われる環境にないともいえる。

そこで，仮に卸市場において自由競争が実現されるべきだという立場に立つならば，東電ＥＰの市場支配力を消滅または弱める方向に市場構造を変えることをまず考えるべきであろう。抜本的な対策は，東電がグループとして保有する発電所を多数の買い手に売り払うことであろうが，これは極めて大きな分割ロスまたは非効率性を生むという反論があろうし，また，東電が現在置かれている状況をみれば，少なくとも当面は実施困難で現実的でないと思われる。

そこで次善の策として，旧一般電気事業者による電力卸市場への売電量を増やす，具体的には，卸電力取引における相対取引の比率を低下させ，電力卸市場への移行を促す[[17]](#footnote-17)，また，東西周波数変換設備や地域間連系線等の送電インフラの増強等が考えられ，これについて多くの議論があることは周知のとおりである。

#### (2) 市場行動規制

##### （ⅰ）卸電力取引所における市場支配力規制

上記のような市場構造に関する施策と並んで，公的規制機関または卸電力取引所による，入札参加者の行動規制として著名なのは，米国のＰＪＭで行われている市場支配力監視と入札価格の上限規制(offer cap）であろう[[18]](#footnote-18)。

卸電力の高値販売は，独禁法ないし競争政策の観点からは，次の２つに区別される。

①卸段階において高値販売で儲ける（独占利潤獲得行為）

②小売市場での競争者排除目的（不当排除行為）

上記ＰＪＭにおける上限規制は，主として上の①独占利潤獲得行為の類型をターゲットとしているものであろうと思われる。

##### （ⅱ）電力市場における市場支配力の行使

米国の電力市場における諸事実をもとに，経済学において次のような議論がなされている。

「市場支配力は，経済学では，『利潤を得るために価格を競争的レベルから乖離させる能力である』と定義される。売り手が市場支配力を行使するためにとる手段は供給抑制である」[[19]](#footnote-19)。

「日本の電力市場では，電力会社の取引量比率が圧倒的に高い（96.5％）から，電力会社は，前日スポット市場において売り渋りをして供給量を抑制し，価格をつり上げることによって，儲けることができる。同様に，前日スポット市場から電力を買うときも，購入量を抑制することによって，市場の価格を抑えることができる。

このように，市場参加者が競争的ならば販売するであろう量（あるいは購入するであろう量）より少なく販売・購入することによって，価格を操作し利益をあげることを市場支配力を行使するという」[[20]](#footnote-20)。

「電力会社の平均費用採用の言い分は，正当な反論になっていず，限界費用による入札を渋っている正直な理由は，『市場支配力の行使』だと言えよう」[[21]](#footnote-21)。

##### （ⅲ）競争法における市場支配力の「存在」と「行使」

市場支配力の規制は，競争法（米国では反トラスト法）の最重要課題である。反トラスト法上，この点につき最も古い著名な判決であるアルコア事件判決（第２巡回連邦控訴裁判所判決）[[22]](#footnote-22)では，次のように判示された。

いわく，独占（市場支配力の存在）が認められる場合でも，「押し付けられた独占」，効率性に勝る（例えば最適規模）の企業が競争に打ち勝って，競争者が排除された場合などでは，反トラスト法違反にならない。しかし，アルコア社は，需要増加を常に予想し，それらについて準備を整えることによって，新規参入者を効果的に排除した。また，市場支配力を持っていることと，その行使は区別されるべきだとの抗弁に対しては，この区別は全く形式的なものだ，と斥けた。

この判決の読み方は多様であるが，日本での古典的な総括として，今村成和[1978]は次のように述べる[[23]](#footnote-23)。

「独占は本来市場支配に結び付いた観念であるが，ここで禁止されているのは，monopolyではなく，monopolizeであるから，結果として現れた市場支配の状態を指すのではなく，市場を支配する行為が問題となる。

ところで，市場を支配する行為とは，独占力(monopoly power)(＝市場支配力)の発揮に外ならないが，その法的評価のポイントについては，一方には，独占力の所在そのものをもって，当然に，市場支配の結果をもたらすところの非難に値する事実と見て，その取得，維持又は行使を直ちに違法とする厳格な見解が存すると共に，他方には，法は，通常の事業活動を非難することはないのであるから，明白に，市場支配を目的とする行為であるとか，あるいは，競争者抑圧のための悪辣な手段が存する場合においてのみ，違法な独占となるのだとする寛大な見解が対立する。

過去の判例は，時代により，また事案により，そのいずれか一方に傾きつつ，結果的にはその中間の道を歩んで来たのであって，その伝統的な振り分けの標識が条理の法則(rule of reason)であった。

しかし，近時の判例の動向は要約していえば，独占意思は必要であるが，それは，押し付けられた独占までも違法とするものではない，というに止まり，独占的地位が意識して得られてものと認められれば足りるというものにあるようで，いずれかといえば，厳格説に傾いているのである」

こうして，今村成和[1978]は，反トラスト法の独占規制について，独占という状態それ自体を違法とするものではなく，独占をもたらす，あるいは維持・強化する行為が規制される，として，構造または状態に関する規制ではなく，行為規制であることを強調した。

問題はその先にあるのであって，行為規制として，その「行為」をどう捉えるかが肝要である。そこでは，独占力がある以上，当該企業は取引において一定の価格等の取引条件を提示し，押し付けることができるのだから，存在と行使を明確には区別できない，という問題があるのである。

その10年後，岡田外司博[1988]は，この点についての判例の動向を分析し，米国では効率の価値の重視へと状況が移りゆく中で，前記の寛大説が優勢になるが，旧来の判例の延長上にある判決もある，としている[[24]](#footnote-24)。

その後，日本では川濵昇が反トラスト法における諸議論を基にした日本の独禁法に関する一連の研究において，特に排除型私的独占について，違法とされるべき排除の明確化を図り[[25]](#footnote-25)，それは前記のＮＴＴ東事件最高裁判決とJASRAC事件最高裁判決による，人為性と排除効果というメルクマールを確立するに至る。

他方で，ドイツの競争法における濫用規制の伝統においては，市場支配的地位の存在と行使を区別し，市場支配的地位の濫用だけを違法とする立場が採られている。そこでは，市場支配的地位の存在それ自体は違法ではないが，その濫用（これは「搾取的濫用」と「妨害的濫用」に区別される）は違法として規制され[[26]](#footnote-26)，この立場はＥＵ競争法にも継受されている[[27]](#footnote-27)。

日本の独禁法において用いられる市場支配力という概念は，経済学上の用語を受け入れたものであり，判例では，「競争自体が減少して，特定の事業者又は事業者集団がその意思で，ある程度自由に，価格，品質，数量，その他各般の条件と左右することによって，市場を支配することができる状態をもたらすこと」（東宝・新東宝事件＝東京高判昭28･12・７高民６巻13号868頁），という定義がなされ，これが今日でも判例・学説において受け入れられている。

以上を前提に，さきほどの問題に戻ると，競争法上，上記の市場支配力の存在が認められるとして，それをどのように行使した場合を，違反行為とすべきか，という点が問題とされ議論されてきたことは上記のとおりである。

第１に，日本の私的独占については，市場支配力の行使の各種態様のうち，「排除」と「支配」の行為類型が規定されている。このうち，他の事業者の「支配」による私的独占については，それほど実例もなく，議論も進展していない。しかし，本件事案では，東電ＥＰの入札における行為が問題になっているのであるから，「支配」による私的独占の問題はないと考えられる。

第２に，「排除」による私的独占については，上記のように特に近年，経済学と法学でかなりの議論の積み重ねがある。そこでは，人為性と排除効果というメルクマールが整理されたが，本件事案にこれを当てはめるには，さらに詳細な事実関係が明らかにされることが必要であるように思われる。このことは，違法なプライススクイーズに当たるかという点についても同様である。

第３に，日本の独禁法においては，上記の「排除」と「支配」という行為要件が定められており，現在の通説では，市場支配力の行使による超過高価格での販売，それによる超過利潤の獲得それ自体を違法とすることはできないと解されている。反トラスト法における独占規制は，日本の場合と構成が異なるが，結論は同様のようである。

これに対し，ドイツやＥＵの市場支配的地位の濫用規制においては，この種の超過請求を「搾取的濫用」に当たるとして，違法とすることができる。ただし，これを実際に規制するための各種要件と効果については多くの議論がある[[28]](#footnote-28)。

前述のように，市場支配力を持っている企業は，取引の相手方に対し一定の価格等の取引条件を提示し，押し付けることができるのであって，これを競争法上，放置しておくことは不当とも考えられる。そこで，日本の独禁法についての立法論として，欧州型の市場支配的地位の濫用規制を創設すべきだという議論も有力に説かれている[[29]](#footnote-29)。

#### (3) 本件行為の電気事業法上の違法性

##### (ⅰ) 卸電力の高値販売の目的・性格

以上の競争法上の検討から，日本の独禁法においては，東電ＥＰの本件行為を市場支配力の不当な行使として違法とすることは，前記の事実からだけではできないと考えられる。特に，東電ＥＰが限界費用を超えた価格で売り入札を行ったというだけでは不十分である。

ところで，本件勧告は，独禁法の問題ではなく，電気事業法上の規制として行われている。電力卸市場においては，限界費用を超えた価格で売り入札を行うことは，市場支配力の行使として捉えられるとみる考え方もある（前記の八田達夫[2012]の立場）。

さきに，卸電力の高値販売は，独禁法ないし競争政策（市場支配力規制）の観点から次の２つに区別されると述べた（Ⅴ３.(２)(ⅰ)参照）。

①卸段階において高値販売で儲ける（独占利潤獲得行為）

②小売市場での競争者排除目的（不当排除行為）

##### (ⅱ) ガイドラインと本件勧告の立場

本件勧告の前提として，電力適正取引ガイドラインは次のように規定する（前述，Ⅲ２.参照）。

「卸電力市場に対する信頼を確保する観点から，以下に掲げるような市場相場を人為的に操作する行為は，電気事業法に基づく業務改善命令や業務改善勧告の対象となり得る」。この「市場相場を人為的に操作する行為」（＝相場操縦）の例示として，本件に関係するのは，「その他意図的に市場相場を変動させること（例えば，本来の需給関係では合理的に説明することができない水準の価格につり上げるため売惜しみをすること）」である。

本件勧告では，「ここでいう『売惜しみ』とは，（略）限界費用を上回る高値での売り入札を行うこと，またはそもそも売り入札を行わないことがこれに当たると考えられる」から，東電ＥＰの閾値による売り入札は，「市場相場を変動させることを目的として市場相場に重大な影響をもたらす取引を実行すること」に該当する，とされた。

すなわち，東電ＥＰが，市場支配力を保有していることを前提に，同社が「限界費用を上回る高値での売り入札を行うこと」が，違法な相場操縦に当たると判断されたようである。

##### (ⅲ) 実質的な違法性の根拠１---独占利潤獲得

さらに進んで，この行為はなぜ違法とされるのか，という実質的な違法性の根拠を考える必要がある。

それは，市場支配力の行使という観点からは，前記の①独占利潤獲得行為か，それとも②不当排除行為かのいずれかであろう。これに対し，この市場支配力と関係なく，「限界費用を上回れば，卸市場における入札行動として「相場操縦」に当たると解することもあり得るかもしれないが，「市場相場を変動させることを目的」とし，「市場相場に重大な影響をもたらす」ためには，やはり市場支配力（＝価格支配力）が必要と考えるべきであろう。

①の独占利潤獲得行為であるとすれば，電力卸市場において，市場支配力を有する者が，「限界費用を上回る高値での売り入札」を行えば違法であるというルールが新たに作られたことになると考えられる。

しかし，同ガイドラインには，「限界費用」という文言は用いられていず，だからこそ，東電ＥＰは閾値を設定してもよいと考えたのであろう。

たしかに，上記の限界費用ルールについては，限界費用は経済学上の理論的概念であって，それを直ちに法的基準として用いることには疑問も生じる。

例えば，前記（Ⅲ４.）の電力取引監視等委員会「第２回 制度設計専門会合 事務局提出資料」でさえ，「限界費用又は相場では説明できない水準の入札価格」と，やや膨らみを持たせた表現がなされている。

また，なぜ限界費用なのか，固定費回収という目的を入れてはいけないかという点については，議論の分かれるところであろう。八田達夫[2012]が描くような理想的な電力卸市場が成立した場合には別として，現実に動いている電力卸市場については，事業者の固定費回収等の思惑をすべて排除していいか，若干の疑問が残る。

もっとも，本件勧告では，「限界費用を大きく上回る高値での売り入札」を行ったともあり，限界費用を超える売り入札を行ったこと自体を捉えたのではないとも受け取れる。このように，本件には事実関係には不明な点も多く残っていることにも留意すべきであろう。

##### (ⅳ) 実質的な違法性の根拠２---競争者排除

次に，②の競争者排除目的については，たしかに東電ＥＰには，競争者排除のインセンティブは一般的にはあり得るところである（例えば，対東ガス，対関電を念頭においた競争戦略があり得る）。

しかし，発電市場の相当部分を握っている現状では，取引所の高値入札という手段によって競争者を排除するという，あからさまな反競争的行動をとるものであろうか。むしろ卸取引においてそのような形で新規参入者をつぶすのはまずいという判断もあるようにも思われる。

また，小売取引においては，電力自由化によって電気料金が高くなったという類の一般消費者の評判を恐れるはずである。取引所で売る電力の価格が小売価格と比べ，あまりに安すぎると，小売価格は高すぎるという批判を招く懸念があったかもしれない。

もっとも，この種の「意図」をどれだけ認定すべきか，あるいは重視すべきかについては，私的独占における「排除」に関しても多くの議論があるところであり，補助的な要素としてのみ位置づけるという考え方が有力である。

そこで，この種の主観的事情は措いておき，客観的に競争者排除の性格ないし効果を持つ行為は，電気事業法上，「電力の適切な取引」（66条の12第１項）ではないとする立場もあり得るであろう。

##### (ⅴ) 過剰規制の有無

本件のような規制は，卸料金についての実質コスト料金規制になっているのであって，過剰規制であるとの批判があり得るところである。

なお，前記（Ⅲ５.）の電力システム改革貫徹のための政策小委員会「中間とりまとめ（案）」（平成28年12月）で表明されていた「自由ないし財産権の制限」のあり方という論点は，そこで議論されているベースロード電源市場についてのみならず，卸取引市場の１日前市場における取引においても関係している。過剰な規制は，入札事業者の経済的自由または財産権を不当に制限することにならないか，という論点である。

憲法違反の有無というレベルで議論するか否かにかかわらず，この種の規制については，その合理的な根拠を事実に基づいて明確に示すことが求められている。本件勧告は，行政指導であるから，事実関係も含め簡単な説明しかないが，正式な法的処分として行う場合（経産大臣による業務改善命令。前記，Ⅴ２.（ⅲ）参照）にはより詳細で明確な根拠付けが必要となると考えられる。

### ４．金融商品取引法における「相場操縦」

他の卸市場，例えば株式市場など，金融商品市場に関する各種の規制システムとの比較検討も有益である。

特に「相場操縦」については，金融商品取引法（以下，「金商法」と略記）上，株式市場等に関し，規制の積み重ねがある(同法159条２項１号～３号)。そもそも電気事業法上の相場操縦に関する規定が金商法を手本として定められたと推測される。しかし，それとの比較では，本件行為がその意味での「相場操縦」に当たるとすることには疑問がある。

金商法上の「相場操縦」は，米国の証券取引所法についても，投資家に対する不開示，あるいは「不正確な情報が市場に注入されたこと」または「需給関係に係る虚偽の印象を作出したこと」が基本的性格とされている[[30]](#footnote-30)。

日本の証券取引等監視委員会の「不公正取引について」においても，次のような説明がなされている[[31]](#footnote-31)。

「相場操縦とは，相場を意図的・人為的に変動させ，その相場が如何にも自然の需給によって形成されたかのように一般投資家に誤解させる，あるいは取引を誘引する目的をもって行う下記の行為のことです。  
　このような行為は，市場において公正な価格形成を阻害し，一般投資家の保護に反することになるため金融商品取引法で禁止されております。」

相場操縦として規制されるのは，取引に関する情報を操作することによって，自己が利得を得る行為である。このような意味での「相場操縦」，相場の人為的操作が行われているような市場は投資家の信頼を失い，十分や資金・投資を集められず，効率的な資源配分という機能を果たせなくなる，と説かれている[[32]](#footnote-32)。

本件では，市場参加者の誰も情報について誤解をしているわけではなく，東電ＥＰが卸市場において市場支配力をもっていることを承知して取引をしている。情報操作なしの単なる高値販売は，「相場を変動させることを目的」とするとの要件を満たさない。

したがって，電力適正取引ガイドライン等が示している電力卸市場におけるルールは，金商法上の「相場操縦」とは全く異なる内容・性格のものであると理解したほうがいいと考えられる。

### ５．まとめ

本件勧告は，電力卸取引市場における入札行動に対して，違法な「相場操縦」に当たるとして採られた初めての公的規制の発動である。

電力・ガス取引監視等委員会による勧告にとどまるので，事実関係など不明な点も多いが，法律上の規定に基づく勧告であり，今後のルール形成にとっても重要な意義があると考えられる。

本稿において指摘した論点のうち，重要と思われる点を以下挙げておく。

(a）東電ＥＰのような市場において有力な事業者が，高い卸価格で売り入札を行う一方で，安い小売価格をつけることによって，競争者を排除するというプライススクイーズの危険性に注意しなければならない。

(b) 電力事業については，ＮＴＴ東西に対する規制のように，卸価格に関する規制，特に上流市場における差別対価は，少なくとも事業法上，明文の規制としては禁止されていない。しかし，市場支配力が認められる以上は，全く自由とも言い切れず，業務改善命令の運用方針いかんでは，ＮＴＴ東西に対するような厳格な規制ではないとしても，一定の反競争的価格行動が規制される可能性がある。

(c) 本件事案については，電気事業法上の規制と並んで，独禁法による規制がかかることは言うまでもない。ある市場において市場支配力が既に存在している場合，その存在自体は違法とされないが，どのような行為が，「市場支配力の行使」として捉えられるかについては，古くから議論され，各国によって規制対象も異なる。

日本の独禁法においては，本件事案については，「排除」による私的独占が問題になり得る（前記のプライススクイーズもその１例であるが，これに当たらない「排除」もあり得る)。

他方で，高い卸値を付けたことによる超過利潤の獲得それ自体は，私的独占規制の対象とならないが，立法論としてはこの種の濫用規制を設けるべきだとの主張も一理ある。

(d) 今回の勧告によって，入札が限界費用を基準に行われるように規制されるとすれば，さらに「卸電力取引所の透明化」が進むことになる。市場支配力が認められる以上は，東電ＥＰ等に対する何らかの入札ルールが働くべきである。

(e) そのルールが，限界費用なのか否かは議論の余地があり，また本件勧告が限界費用ルールを明示したとはいい切れない。これは，今後の多様な市場改革の動向とも関連して検討すべきことであろう。

# **文献**（音順。引用は，→以下に示す略語で示した）

井上智弘「米国PJMエネルギー市場における市場支配力監視の設計と課題」電力経済研61号17頁以下（2015）→　井上智弘[2015]

大久保直樹「独占的地位を利用した高価格設定を規制した欧米の事例」総務省・海外情報通信判例研究会報告書（第一集）51頁以下（2010）→　大久保直樹[2010]

岡田羊祐＝柴田潤子「マージンスクイーズによる排除」岡田羊祐＝川濵昇＝林秀弥（編）『独禁法審判決と経済学』（東京大学出版会，2017）171頁以下　→　岡田羊祐＝柴田潤子[2017]

小原喜雄「独占的高価格の規制について」今村成和教授退官記念『公法と経済法の諸問題(下)』（有斐閣，1982）431頁以下　→　小原喜雄[1982]

[上川龍之進『電力と政治 　上・下』（勁草書房，2018）→　上川龍之進[2018]](http://www.keisoshobo.co.jp/author/a161251.html)

金井貴嗣「ＥＵ市場支配的地位濫用規制の生成」中央ロー・ジャーナル12巻1号43頁以下(2015)→　金井貴嗣[2015]

川濵昇「私的独占解釈論の現状と課題」日本経済法学会年報28号20頁以下(2007)→　川濵昇[2007]

川濵昇「私的独占」根岸哲(編)『注釈独占禁止法』（有斐閣，2009）25頁以下　→　川濵昇[2009]

正田彬「市場支配的事業者の規制制度の必要性」公正取引675号28頁以下（2007）→　正田彬[2007]

泉水文雄ほか「ネットワーク産業に関する競争政策 ～日米欧のマージンスクイーズ規制の比較分析及び経済学的検証～」公正取引委員会・競争政策研究センター(2012)→　泉水文雄ほか[2012]

https://www.jftc.go.jp/cprc/reports/index.files/cr-0212.pdf

泉水文雄「ネットワーク産業に関する競争政策 ―日米欧のマージンスクイーズ規制の比較分析及び経済学的検証―」公正取引747号50頁以下（2013）→　泉水文雄[2013]

泉水文雄「ＥＵにおける支配的事業者の価格設定と競争法 : マージンスクイーズ，取引拒絶，不当廉売，バンドルド・ディスカウント」Nextcom19号24頁以下（2014）→　泉水文雄[2014]

宗田貴行「搾取的濫用行為と独禁法上の行政及び民事的エンフォースメント（上・下）」獨協法学96号388頁以下，97号216頁以下（2015）→　宗田貴行[2015]

武田邦宣「競争法によるプライススクイーズの規制」根岸＝川濵＝泉水編『ネットワーク市場における技術と競争のインターフェイス』（有斐閣，2007）54頁以下→　武田邦宣[2007]

田邊貴紀＝松田世理奈「東京電力エナジーパートナー（株）に対する電気事業法に基づく業務改善勧告について」 NBL 1091号81頁以下(2017)→　田邊＝松田[2017]

南部鶴彦『エナジー・エコノミクス』(日本評論社，第2版，2017)→　南部鶴彦[2017]

芳賀良「公開市場における相場操縦」横浜法学23巻3号1頁以下（2015）→　芳賀良[2015]

八田達夫＝田中誠（編著）『電力自由化の経済学』（東洋経済新報社，2004）→　八田達夫＝田中誠[2004]

八田達夫『電力システム改革をどう進めるか』（日本経済新聞出版社，2012)→　八田達夫[2012]

服部徹「電力プール市場に関する経済分析の展望－水平的市場支配力の問題を中心として－」電力中央研究所報告Y98008(1998）→　服部徹[1998]

服部徹「米国卸電力市場における発電会社の市場支配力―カリフォルニアの事例を中心に―」公益事業研究54巻3号45頁以下(2002）→　服部徹[2002a]

服部徹「米国卸電力市場における市場支配力の経済分析」電力中央研究所報告Y01008 (2002）→　服部徹[2002b]

舟田『不公正な取引方法』（有斐閣，2009）→　舟田[2009]

舟田正之（編著）『電力改革と独占禁止法・競争政策』（有斐閣，2014）→　舟田[2014]

舟田正之「経済法序説（３）」立教法学92号234頁以下(2015) →　舟田[2015]

舟田正之「判批：JASRAC審決取消事件＝最高裁判決平成27・4・28」民商法雑誌151巻3号309頁以下（2016）→　舟田[2016]

舟田正之「判批：ＮＴＴ東日本事件＝最判平成22・12・17」経済法百選（第2版）266頁以下（2017）→　舟田[2017a]

舟田正之「事業法と独禁法---- ＮＴＴ東日本事件と新潟タクシー事件を素材として」立教法学96号163頁以下（2017） →　舟田[2017b]

師俊紀「反トラスト政策における独占について----1945年アルコア事件判決を中心として」成城大學經濟研究 51号297頁以下（1975）→　師俊紀[1975]

山下友信＝神田秀樹(編)『金融商品取引法概説』（有斐閣，2010）→　山下友信＝神田秀樹(編)[2010]

若林亜理砂「米国反トラスト法によるプライススクイーズ規制について」駒沢法曹6号117頁以下（2010）→　若林亜理砂[2010a]

若林亜理砂「米国におけるプライススクイーズ規制の展開～リンクライン事件控訴審判決に至るまで」総務省情報通信政策研究所・海外情報通信判例研究会報告書（第一集）（2010） 51頁以下→　若林亜理砂[2010b]

若林亜理砂「欧州におけるマージンスクイーズ規制---－米国判例との比較研究」総務省・情報通信政策研究所「海外情報通信判例研究会報告書（第二集）」（2011）48頁以下→　若林亜理砂[2011]

渡辺昭成「EC条約82条における超過価格設定の概念」国士舘法学41号1頁以下（2008）→　渡辺昭成[2008a]

渡辺昭成「EC条約82条における超過価格設定の概念の展開」最先端技術関連法研究8号67頁以下（2008）→　渡辺昭成[2008b]

渡辺昭成「超過価格設定に対する優越的地位の濫用規制の適用」日本経済法学会年報31号123頁以下（2010）→　渡辺昭成[2010]

1. 本件に関する経産省・電力・ガス取引監視等委員会の「ニュース・リリース」記事は下記サイトに掲載されている。

   http://www.emsc.meti.go.jp/activity/emsc\_system/pdf/013\_05\_05.pdf

   本件に関する報道記事として，「東電　電力価格つり上げ」2016年11月18日付け毎日新聞朝刊，「相場操縦の意図なし　東電ＥＰが経緯説明」2016年11月21日付け電気新聞，等がある。 [↑](#footnote-ref-1)
2. 参照，公取委「東京電力株式会社に対する独占禁止法違反被疑事件の処理について」（2012年６月22日）http://www.jftc.go.jp/pressrelease/12.june/12062201.pdf

   舟田「東京電力の料金値上げ注意事件について」公正取引744号47頁以下(2012)。 [↑](#footnote-ref-2)
3. <http://www.tepco.co.jp/cc/press/2012/1206853_1834.html>

   <http://www.tepco.co.jp/corporateinfo/illustrated/charge/revision-history-j.html> [↑](#footnote-ref-3)
4. http://www.enecho.meti.go.jp/about/whitepaper/2016html/1-1-1.html [↑](#footnote-ref-4)
5. http://www.tepco.co.jp/ep/notice/pressrelease/2016/1349501\_8661.html [↑](#footnote-ref-5)
6. http://www.jepx.org/market/pdf/2016\_10\_12.pdf?timestamp=1523318400027 [↑](#footnote-ref-6)
7. <http://www.emsc.meti.go.jp/activity/emsc_system/002_haifu.html>

   http://www.emsc.meti.go.jp/activity/emsc\_system/pdf/002\_06\_00.pdf [↑](#footnote-ref-7)
8. 以下については，武田邦宣[2007]を参照。その後，プライススクイーズについては多くの研究がある。例えば，若林亜理砂[2010a], 若林亜理砂[2010b]，若林亜理砂[2011]，泉水文雄ほか[2012]，泉水文雄[2013]，泉水文雄[2014]，岡田羊祐＝柴田潤子[2017]を参照。 [↑](#footnote-ref-8)
9. 本判決については，舟田[2016]，舟田[2017a]，舟田[2017b]を参照。 [↑](#footnote-ref-9)
10. いずれの数字も田邊＝松田[2017]83頁によっており，そのもとは，電力・ガス取引監視等委員会の資料である。 [↑](#footnote-ref-10)
11. この点については，舟田[2014]33頁以下を参照。 [↑](#footnote-ref-11)
12. 八田達夫[2012]。本文で引用したことの詳細は，八田達夫＝田中誠（編著）[2004]3頁以下を参照。 [↑](#footnote-ref-12)
13. 八田達夫＝田中誠（編著）[2004]146頁（坂原樹麗執筆部分）。 [↑](#footnote-ref-13)
14. 八田達夫＝田中誠（編著）[2004]143頁以下には，同一価格オークション方式は，電力市場において，均衡で実現される配分の非効率性をもたらすこと，その代案としていくつかのオークション方式が議論されていることが述べられている。 [↑](#footnote-ref-14)
15. 南部鶴彦[2017] 152頁以下参照。 [↑](#footnote-ref-15)
16. シェア等の詳細な事実関係は不明であるが，田邊＝松田[2017]は，東電ＥＰが市場支配力を有していることを前提にしているようである。もっとも田邊＝松田[2017]83頁，注10をみると，ここでの市場支配力は，卸市場という特殊な価格形成システムにおいて，その価格形成に影響を与えうるものという意味のようである。 [↑](#footnote-ref-16)
17. 八田達夫[2012]は，相対取引の契約形態自体を変えるべきだと主張している。 [↑](#footnote-ref-17)
18. 米国の電力卸市場における市場支配力規制については，服部徹[1998]，服部徹[2002a]，服部徹[2002b]，八田達夫＝田中誠（編著）[2004]41頁以下，井上智弘[2015]等を参照。 [↑](#footnote-ref-18)
19. 八田達夫＝田中誠[2004]（熊谷礼子＝服部徹執筆部分）42頁。 [↑](#footnote-ref-19)
20. 八田達夫[2012]103頁。 [↑](#footnote-ref-20)
21. 八田達夫[2012]113頁。 [↑](#footnote-ref-21)
22. United States v. Aluminum Company of America, 148F. 2d 416 (2nd Cir., 1945) at 424.

    本判決については，反トラスト法に関するほとんどの概説書が触れている。日本の研究でも，実方謙二の研究以降，多くの研究があるが，差し当たり，師俊紀[1975]，若林亜理砂[2010a]等を参照。なお，若林亜理砂[2010a] 121頁は，同判決のプライススクイーズ規制という側面に着目し，アルコア社がインゴットの価格を高く，アルミ板の価格を不合理に低く設定する行為は，独占力の不当な行使であると判断したとする。 [↑](#footnote-ref-22)
23. 今村成和[1978] 55頁以下参照。 [↑](#footnote-ref-23)
24. 岡田外司博[1988]66頁以下参照。 [↑](#footnote-ref-24)
25. 差し当たり，川濵昇[2007]，川濵昇[2009]を参照。 [↑](#footnote-ref-25)
26. 舟田[2009]122頁以下，舟田[2015]190頁以下，およびそこに挙げた諸文献を参照。 [↑](#footnote-ref-26)
27. ドイツとＥＵ競争法の関係をその経緯に沿って，規制の仕組みと考え方についての議論を整理・分析したものとして，金井貴嗣[2015]参照。 [↑](#footnote-ref-27)
28. 小原喜雄[1982], 大久保直樹[2010]，渡辺昭成[2008a]，渡辺昭成[2008b]，渡辺昭成[2010]，宗田貴行[2015]等を参照。 [↑](#footnote-ref-28)
29. 正田彬[2007]参照。 [↑](#footnote-ref-29)
30. 芳賀良[2015]参照。 [↑](#footnote-ref-30)
31. http://www.fsa.go.jp/sesc/support/hukousei/hukousei.htm

    https://trade.smbcnikko.co.jp/002\_9007.html [↑](#footnote-ref-31)
32. 山下友信＝神田秀樹(編)[2010] 284頁以下，318頁以下参照。 [↑](#footnote-ref-32)